

平成25年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：民間企業等職務経験者）の実施について（公告）
次のとおり新潟県職員採用試験（大学卒業程度：民間企業等職務経験者）を行う。

平成25年9月13日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
一般行政	3人程度	知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁又は地域機関等で、予算・経理・庶務や各種施策の企画立案、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。
福祉行政	3人程度	知事部局又は病院局の本庁又は地域機関等（児童相談所等）で、子どもや障害児・者等の相談支援や直接支援、福祉施策の企画立案等の業務に従事します。
総合土木	2人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等（地域振興局地域整備部等）で、公共土木施設等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事します。
農業	1人程度	知事部局の本庁又は地域機関（農業総合研究所食品研究センター等）で、農業施策の企画立案、農業や食品に関する研究・指導、試験研究、農業者等に対する研修教育等の業務に従事します。
環境	1人程度	知事部局の本庁又は地域機関（環境センター、保健環境科学研究所、放射線監視センター）で、環境施策の企画立案や環境監視、理化学検査・研究、放射線監視等の業務に従事します。

2 受験資格

(1) 次の要件をいずれも満たす人で、活字印刷文による出題に対応できる人

ア 年齢

昭和29年4月2日以降に生まれた人

イ 職務経験等

試験職種	職務経験等
一般行政	民間企業等における職務経験を5年以上有する人（平成25年8月31日現在）
福祉行政	次のいずれにも該当する人 ・社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人又は学校教育法による大学（短期大学を除く。）の専門課程において、心理学に関する科目を履修して卒業した人 ・児童福祉施設等※で指導、相談支援に関する職務経験を5年以上有する人（平成25年8月31日現在）
総合土木	建設会社、設計コンサル等の民間企業等において、道路・橋りょう、河川・海岸・ダム、地すべり・砂防等の分野についての計画・設計・積算・施工監理等に関する職務経験を5年以上有する人（平成25年8月31日現在）
農業	食品関連産業、試験研究機関等の民間企業等における食品に関する開発・研究の職務経験を5年以上有する人（平成25年8月31日現在）
環境	工場・事業場、試験研究機関等の民間企業等において、公害防止、環境管理、理化学検査・研究、放射線管理等に関する職務経験を5年以上有する人（平成25年8月31日現在）

※ 福祉行政の職務経験について、児童福祉施設等には、児童相談所、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設が該当します。

<職務経験について（全職種共通）>

民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員、公務員（新潟県職員としての期間を除く。）、自営業者等として1年以上継続して就業していた期間が該当する。ただし、以下の点に注意すること。

① 週30時間以上勤務した期間のみ該当する。

② 職務経験が複数の場合は通算できる。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限る。

③ 連続して3か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は職務経験から除く。

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- エ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 第1次試験

(1) 方法

公務員として必要な一般的な知識（社会科学、人文科学、自然科学）及び知能（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）について、筆記試験（択一式）を行う。また、受験申込時に提出された書類（職務経歴書、自己PR書（600字以内））により、民間企業等における職務経験内容、実績、意欲等について審査する。

(2) 試験日及び試験場

試験日：平成25年10月20日（日）

受付時間：午前9時から午前9時30分まで

試験場（新潟会場）：新潟県庁（新潟市中央区新光町4番地1）

※申込多数の場合は、試験場が変更となる場合がある。

試験場（東京会場）：都道府県会館（東京都千代田区平河町2-6-3）

(3) 発表

平成25年11月8日（金）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

4 第2次試験

(1) 方法

第1次試験合格者に対し、個別面接試験、論文試験及び適性検査を行う。ただし、一般行政については、論文試験及び適性検査は第3次試験として評価する。

(2) 試験日及び試験場

一般行政については、平成25年11月16日（土）及び11月17日（日）（予定）のうち指定する日、一般行政以外については、平成25年11月30日（土）及び12月1日（日）（予定）のうち指定する日に県庁（新潟市中央区新光町4番地1）において行う。

(3) 発表

一般行政については、平成25年11月28日（木）午後1時（予定）、一般行政以外については、平成25年12月20日（金）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に結果を通知する。

5 第3次試験

(1) 方法

一般行政のみ、第2次試験合格者に対し、個別面接試験を行う。

(2) 試験日及び試験場

平成25年12月7日（土）及び12月8日（日）（予定）のうち指定する日に県庁（新潟市中央区新光町4番地1）において行う。

(3) 発表

平成25年12月20日（金）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第3次試験受験者に結果を通知する。

6 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査する。

7 試験の配点・基準

各試験区分の合格決定は、それぞれの試験区分ごとに行い、他試験区分の成績は反映されない。

また、試験種目にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、一つでも基準を満たさない場合、他の種目の成績にかかわらず原則として不合格となる。

区分	種目	配点	基準
第1次試験	教養試験	100点※	正答率3割5分以上（基準は目安であり、基準を引き下げる場合がある。）
	記述試験	300点	120点以上（教養試験の点数が基準に達しない場合は、採点されない。）

第2次試験	面接試験	130点	一般行政：70点以上 一般行政以外：90点以上
	論文試験	20点	11点以上（一般行政については、第3次試験で評価します。）
第3次試験（一般行政のみ）	面接試験	130点	90点以上

※ 教養試験については、粗点（正答数）をそのまま用いるのではなく、平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数はおおむね0点～100点に分布する。

◎教養試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

A：ある受験者の粗点（正答数）

B：教養試験の平均得点

C：教養試験の標準偏差

8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は高点順に任用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、欠員の状況により採用が決定される。
- (2) 職歴証明書等を提出できない場合や、必要な職務経験を欠いていることが明らかになった場合には、採用されない。
- (3) 採用は原則として平成26年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。
- (4) 任用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

9 給与

初任給は、民間企業等における職務経験年数及びその職務内容等に応じ、一定の基準に基づいて個別に決定される。

なお、このほか、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等を支給する。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布等

受験申込書は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ (<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>) からダウンロードすることができる。

受験申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験（民間企業等職務経験者）請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8570 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 申込みの方法

受験申込書、職務経歴書及び自己PR書に必要事項を記入し、新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に郵送するか、直接持参すること。（郵送する場合は、封筒の表に「職員採用試験（民間企業等職務経験者）受験」と朱書きし、必ず書留等確実な方法をとること。なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねる。）

(3) 受付期間

平成25年9月13日（金）から平成25年10月4日（金）まで郵送又は持参により受け付ける。

- ・ 郵送の場合、平成25年10月4日までの消印のあるものに限り受け付ける。
- ・ 持参の場合、平日の午前8時30分から午後5時15分まで行う。土曜日、日曜日、祝日は行わない。